

令和7年度

## 杉並区立久我山小学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、久我山小学校のすべての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に策定する。

### 1. いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

### 2. いじめの定義

本基本方針においていじめとは、相手の行為により被害の児童が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。(法；いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

【いじめ防止対策推進法】第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### 3. いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、学級担任、専科、スクールカウンセラー等のほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールサポート）、子ども家庭支援センター職員等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「学校いじめ対策委員会」を設置する。

### 4. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み（別表参照）

いじめに関するアンケートを毎月実施し、その結果を区学校問題対応支援係に報告する。また、アンケートは5年間校内で保管する。4年生は年に1回、弁護士によるいじめの授業を行う。

情報モラル教育を計画的に実施する。教職員研修を年3回実施する。

### 5. 組織的な指導体制と関係機関との連携

学校いじめ対策委員会を核として組織的な対応を図りつつ、外部の関連機関として、教育委員会、SSW、子ども家庭支援センター、杉並児童相談所、高井戸警察、民生児童委員等との連携を図る。

### 6. 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者への支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

### 7. 重大事態への対応

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

ア 重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力する。

イ いじめられた児童・生徒及びいじめの実態を報告してくれた児童・生徒の安全・安心を確保するため、組織的な取組を徹底する。

ウ 保護者や地域、学校支援本部や学校運営協議会等の諸団体、関係機関と連携し、いじめ問題の迅速かつ的確な解決を図る。

### 8. 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行う。

別表 「いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み」

## 1. 学校全体としての取り組み

児童にかかわること			保護者との連携・依頼
いじめの未然防止		○全教育活動を通した人権教育の充実 ○道徳の時間の指導の充実による正しい判断力の育成 ○コミュニケーション能力の育成によるよりよい学級・学校での人間関係づくり ○安心できる学校・学級づくりと豊かな体験活動の充実	○何でも話せる親子関係の構築 ○友達のよいところを見付ける目 ○家庭、学校、社会のルールの尊重と携帯電話、SNS、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり ○保護者同士のよりよい人間関係づくり
いじめの早期発見		○集団から離れている児童への声かけ ○日々の友達関係の悩みを担任に相談する学級づくり ○いじめアンケート、QU調査、個別面談での情報収集 ○児童の作品や持ち物等へのいたずらの早期発見対応	○持ち物、服装の汚れや破損、紛失、ケガのチェック ○日常的な子どもの状況に気付く目 ○学校の話をしたがらなくなる子どもへの対応と学校行きたがらなくなる子どもへの対応等 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学校への情報提供</span>
いじめの早期対応	暴力を伴う・伴わないにかかわらず認知されたいじめ	被害児童	○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握とSCによる適切な対応 ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認 ○暴力を伴ったいじめの場合は身柄を保護する ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決
	加害児童	○やったことの事実を確認。教員等が複数で聞き取り。 *授業中に取出して聞き取る場合もある。 ○「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪。 ○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決 ○暴力を伴ったいじめの場合は身柄を確保する ○関係機関（警察、児童相談センター等）との連携 ○SCによる適切な対応 ○被害児童を守るために、別室で学習させることもある。	
	行為が明確でないいじめ	被害児童	○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことを約束する ○精神的な被害状況の把握とSCによる適切な対応 ○全教師による被害を継続させない体制づくりの確認
	加害児童	○「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で、関係する児童に事実確認を行う ○いじめの理由や背景を把握し、根本的な解決を図る ○SCによる適切な対応 ○SCや全教員による継続したいじめ防止体制を築く	
	直接関係がない児童への対応		○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることをしっかりと指導する ○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができる大切さを指導する
			○自分の子どもが関わっていなくとも、いじめにかかわる情報があった場合は、学校に連絡する ○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を育てていく

## 2. 家庭や地域との連携

①各家庭での取り組み	○自分の子どもに关心をもち、子どものストレスや不安に早期に気付くことのできる親であること ○子どもと日頃から積極的に会話をし、子どもが、今の悩みや将来の夢を本音で話し合える親であること ○よいこと、悪いことに毅然とした態度で対応し、誠意ある謝罪等ができる親であること ○自分がされたくないことは、人にもしないという相手の立場を大切にすることをしっかりと教える親であること ○スマホ等は、適切に使用するよう指導し、管理する親であること
②地域での取り組み	○「地域の中で子どもは育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていく ○子どもたちへの積極的な挨拶、声かけを励行する。地域行事を保護者にも知らせ、子どもたちの積極的参加を促す ○気になる子どもの言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を醸成する